

特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画（案）の概要

1. 輸送の基本原則

- ①安全かつ確実に輸送すること
- ②埋立計画に合わせ計画的かつ円滑に輸送すること
- ③関係者の理解と協力のもとに輸送すること

2. 輸送に係る基本事項

- ①**輸送対象**：対策地域内廃棄物等、福島県内の指定廃棄物、双葉郡8町村の生活ごみ
- ②**搬出先**：特定廃棄物埋立処分施設（富岡町にある管理型処分場）、セメント固型化が必要な場合は、セメント固型化施設（楡葉町）を經由し、セメント固型化後、特定廃棄物埋立処分施設に搬入
- ③**搬出準備及び輸送**：搬出前に保管場所において収納容器への詰替・封入を行う。また、保管場所から搬出先までの輸送車両の運行管理を行う

3. 輸送に係る実施事項

①統括管理の実施

輸送は環境省が主体となり実施し、搬出準備から搬入までの一連の作業を統括管理する。環境省から輸送等を請け負った者（詰替・輸送実施者）は統括現場管理責任者及び運行管理責任者を配置する。また、電子タグによる廃棄物情報の全数管理、GPSによる輸送車両管理等を行う。

②搬出計画の策定等

環境省は県と協力し、搬出に当たっての基本的な考え方を踏まえ、「搬出に係る考え方」をとりまとめる。これを踏まえ、毎年度、輸送に先立ち、各保管場所からの搬出時期、搬出量を記載した搬出計画を定め、搬出等を行う。

③試験輸送の実施

埋立開始に伴う本格的な輸送を実施する前に、搬出場所及び搬出量を限定した試験輸送の期間を設ける。

④特定廃棄物等の搬出準備・輸送手順

焼却灰については、飛灰及び混合灰はセメント固型化後、特定廃棄物埋立処分施設に搬入する。主灰及び不燃物などは地盤改良用収納容器に詰替封入した上で特定廃棄物埋立処分施設に搬入する。

⑤搬出準備の実施

搬出準備においては、廃棄物の基本情報及び保管状況を確認し、放射性セシウム濃度等の廃棄物性状等の確認をする。飛灰及び混合灰は、セメント固型化前のものは搬送用フレキシブルコンテナに、セメント固型化後のものは角形フレキシブルコンテナに封入する。主灰及び不燃物などは地盤改良用収納容器に封入する。封入作業等は、基本的に各保管場所において、負圧に管理し、排気ラインに集じん機を設置した仮設テント等を設置し、当該テント内で行う。また、周辺環境のモニタリングを行う。廃棄物を封入した個々の容器については、重量、表面線量率、表面の汚染密度等を測定し、管理タグを付して管理する。

なお、搬出に先立ち、輸送車両の積載側面での空間線量率を測定する。

⑥輸送車両の種類、荷姿

輸送車両は10トントラックを基本とし、保管場所や周辺道路の状況を踏まえ、4トントラックやさらに大型の車両を活用するなど柔軟に対応する。

荷姿は上記の搬送用フレキシブルコンテナ、角形フレキシブルコンテナ又は地盤改良用収納容器等であり、これらについて破損がないか等、状態を点検し、適切に固縛する。さらにこれら容器等が雨に触れないよう、しっかりと覆いをする。

⑦輸送車両の表示及び携行物

車両の側面等には特定廃棄物輸送車両である旨の表示をする。輸送時には車載物情報や連絡先を記載した書面や緊急時対応のための器具を携行する。

⑧安全かつ円滑な輸送の実施

輸送経路は、高速道路等を優先的に利用する。運転者には法令、運転マナー及び輸送経路の遵守を徹底させる。輸送時間帯は通学通園時間帯や一般交通ピーク時を出るだけ避ける。輸送時期は気象条件等を踏まえ安全に輸送できるよう設定する。輸送経路上では、一般車両の通行を優先し、必要な箇所では、注意看板の設置、誘導員の配置等を行う。国道6号から特定廃棄物埋立処分施設に至る搬入路で適切な環境モニタリングを行う。

⑨受入管理

受入時に、車両運転者が携行する書面等の内容、収納容器の状態、車両重量等の確認を行う。輸送車両の退出時には車両を清掃し、車両の表面汚染密度測定を行い、問題がないことを確認する。

⑩住民の安全確保

沿道の生活環境保全及び安全確保を徹底する。運行管理責任者の下で万全の運行管理を行う。輸送車両による公衆の追加被ばく線量を平常時、渋滞時、さらに交通事故により積荷が散乱した場合について、評価をしたところ、十分に低いことが確認された。

⑪事故等への万全の備えと対応

関係機関と連携し、緊急時体制を整備する。また、事故時に廃棄物の回収及び現場復旧を担う、現場復旧班を組織し配置する。事故時には適切な情報連絡、初動対応、二次災害防止措置等を実施することとし、これらが適切に実施できるよう、関係者の協力を得て訓練を実施する。

⑫搬出準備作業及び埋立処分施設への輸送に関する理解の醸成

搬出準備作業や輸送における安全対策について、積極的に情報発信を行う。また、質問等の受付窓口等を設置し、双方向のコミュニケーションを図る。

⑬作業従事者への対応

車両運転者、現場作業従事者等について、教育・研修を適切に実施するとともに、適切な防護措置の実施、個人線量計の着用等による被ばく管理等を行う。